

その一票 おおいた創る 第一歩

4月7日(日) 県知事選挙 県議会議員選挙

4月21日(日) 市議会議員選挙

今度の選挙は、私たちに最も身近な地方政治を託す代表者を選ぶ大切な機会です。明るく住みよい郷土を築くため貴重な一票を生かしましょう！！

選挙人名簿の登録について

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される人は、次のとおりです。



◆県知事・県議会議員選挙

- ①投票日現在で満18歳に達する人
平成13年4月8日までに生まれた人で、引き続き3箇月以上津久見市に住所を有する人
- ②県知事選挙
平成30年12月20日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人
- ③県議会議員選挙
平成30年12月28日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人

◆市議会議員選挙

- ①投票日現在で満18歳に達する人
平成13年4月22日までに生まれた人で、引き続き3箇月以上津久見市に住所を有する人
- ②平成31年1月13日までに転入届をし、住民基本台帳に記載されている人

統一地方選挙における各種日程

区 分	県 知 事	県議会議員	市議会議員
選挙人名簿登録資格 決 定 基 準 日	3月20日(水)	3月28日(木)	4月13日(土)
選挙人名簿登録日	3月20日(水)	3月28日(木)	4月13日(土)
選挙期日の告示日	3月21日(木)	3月29日(金)	4月14日(日)
選挙期日(投票日)	4月7日(日)		4月21日(日)



県議会議員選挙・市議会議員選挙立候補予定者等説明会

県議会議員選挙および市議会議員選挙立候補予定者、同出納責任者に対し、立候補届出等に関する説明会を次のとおり行いますので、立候補予定者または関係者の人は必ず出席してください。
なお、出席される人の印鑑が必要ですので、必ずご持参ください。

※出席者は、1候補につき2人以内でお願いします。

◆県議会議員選挙立候補予定者等説明会
3月7日(木)午後2時～ 市役所新館2階会議室

◆市議会議員選挙立候補予定者等説明会
3月27日(水)午後2時～ 市役所新館2階議会委員会室

期日前投票について

- ◎選挙人名簿登録地の選挙管理委員会で行う投票が対象となります。
- ◎期日前投票ができる人は、投票日当日、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭、病気、天災や悪天候等やむを得ない一定の理由に該当することが見込まれる人です。



選挙の種類	期日前投票所の名称	投票のできる期間	投票のできる時間
大分県知事	市役所大会議室	3月22日から4月6日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館	4月4日から4月6日まで	午前10時から午後5時まで
	市役所四浦出張所 大分県漁協保戸島支店		
県議会議員	市役所大会議室	3月30日から4月6日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館	4月4日から4月6日まで	午前10時から午後5時まで
	市役所四浦出張所 大分県漁協保戸島支店		
津久見市議会議員	市役所大会議室	4月15日から4月20日まで	午前8時30分から午後8時まで
	日見公民館	4月18日から4月20日まで	午前10時から午後5時まで
	市役所四浦出張所 大分県漁協保戸島支店		

郵便による不在者投票について

身体に重度の障がいがある人等で、郵便等投票証明書を持っている人は、自宅で郵便により不在者投票ができますが、**選挙期日の前4日まで**に投票用紙等の交付を請求しなければなりません。

※身体故障等で文字の書けない人等は、郵便による不在者投票の代理投票ができます。

郵便投票証明書の有効期間満了に伴う取扱いについて

郵便投票証明書の有効期間は、7年間です。有効期間経過後の証明書では郵便による不在者投票はできませんので、早めの更新をお願いします。また、この郵便投票証明書の交付を受けることのできる人は、公職選挙法施行令の規定による身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人および介護保険の被保険者証の区分が要介護5である人です。

※郵便投票証明書の交付手続きは、印鑑および障がいの程度が確認できるもの(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、要介護者被保険証)を持参してください。

不在者投票について

①指定病院、老人ホーム等の施設で行う投票 ②名簿登録地以外での投票 ③選挙期日には18歳に達するが、期日前投票の時点では、まだ18歳に達していない人の投票については従来どおり「不在者投票」を行うこととなります。

不在者投票は、告示日の翌日から投票日の前日までの間、指定病院等または市役所選挙管理委員会前会議室において行うことができます。

船員の不在者投票について

船員は、選挙期日の告示があった日の翌日から**選挙期日の前日**までの間に、総務省令で指定する市町村(指定港所在市町村)の選挙管理委員会の委員長に対して、投票用紙および不在者投票用封筒の交付を請求することができます。

※投票用紙等の請求には、**選挙人名簿登録証明書**および**船員手帳**の提示が必要となります。

投票日当日に津久見市で投票できる人

津久見市内に住所を有する満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3箇月以上津久見市の住民基本台帳に記録されている人

※県知事・県議会議員選挙については、県内の他市町村から津久見市に転入し、上記に該当しない場合でも前住所地の選挙区で選挙人名簿に登録されていれば、その登録地において該当する選挙区の投票ができます。



投票の方法

☆県知事選挙の投票日当日の投票方法は、「**記号式**」投票です。

各投票所に備え付けの器具（ペン型スタンプ）を使って、投票しようとする候補者の氏名の上にある「○をつける欄」に○印を押してください。

☆県議会議員・市議会議員選挙の投票日当日の投票方法は、「**記名式**」投票です。

投票しようとする候補者の氏名を投票用紙に、はっきりと書いてください。

投票所と投票時間

投票区名	投票所	投票時間	投票区名	投票所	投票時間
第1投票区	市役所大会議室	7時～18時	第9投票区	日見公民館	7時～17時
第2投票区	津久見小学校屋内運動場	7時～18時	第10投票区	赤崎地区集会所	7時～17時
第3投票区	千怒小学校屋内運動場	7時～18時	第11投票区	漁村センター	7時～17時
第4投票区	第二中学校屋内運動場	7時～18時	第12投票区	久保泊地区農業構造改善センター	7時～17時
第5投票区	青江小学校屋内運動場	7時～18時	第13投票区	市役所四浦出張所	7時～17時
第6投票区	堅徳小学校屋内運動場	7時～18時	第14投票区	狩床地区集会所	7時～17時
第7投票区	長目小学校屋内運動場	7時～17時	第15投票区	高浜地区集会所	7時～17時
第8投票区	無垢島地区集会所	7時～16時	第16投票区	大分県漁協保戸島支店	7時～17時

※今回の選挙から第4投票区「八戸区」の投票所を廃止し、第2投票区の津久見小学校屋内運動場に統合されます。これによりこれまで第5投票区であった第二中学校屋内運動場以降の投票区番号が一つずつ繰り上がっていますのでご注意ください。

※日代地区（赤崎区を除く。）の投票所が施設の老朽化のため福良区事務所から**日見公民館**に変更となります。今回の選挙から日代地区の投票所は**期日前投票も投票日当日も日見公民館**となりますのでご注意ください。

開票所と開票時間

☆投票日当日の午後8時から津久見市民体育館にて開票が行われます。

《 一票が築く明日の大分県 》



●問い合わせ先 / 津久見市選挙管理委員会事務局 ☎82-4117